

主な内容

- 地域支援事業を充実します ..... 2
- 総合事業がはじまります ..... 3
- 第7期松戸市高齢者保健福祉計画・第6期松戸市介護保険事業計画を策定しました ..... 4

発行／松戸市  
 編集／福祉長寿部 介護保険課・高齢者支援課  
 〒271-8588 松戸市根本387-5  
 ☎047-366-7370 ㊚047-363-4008  
 URL http://www.city.matsudo.chiba.jp/



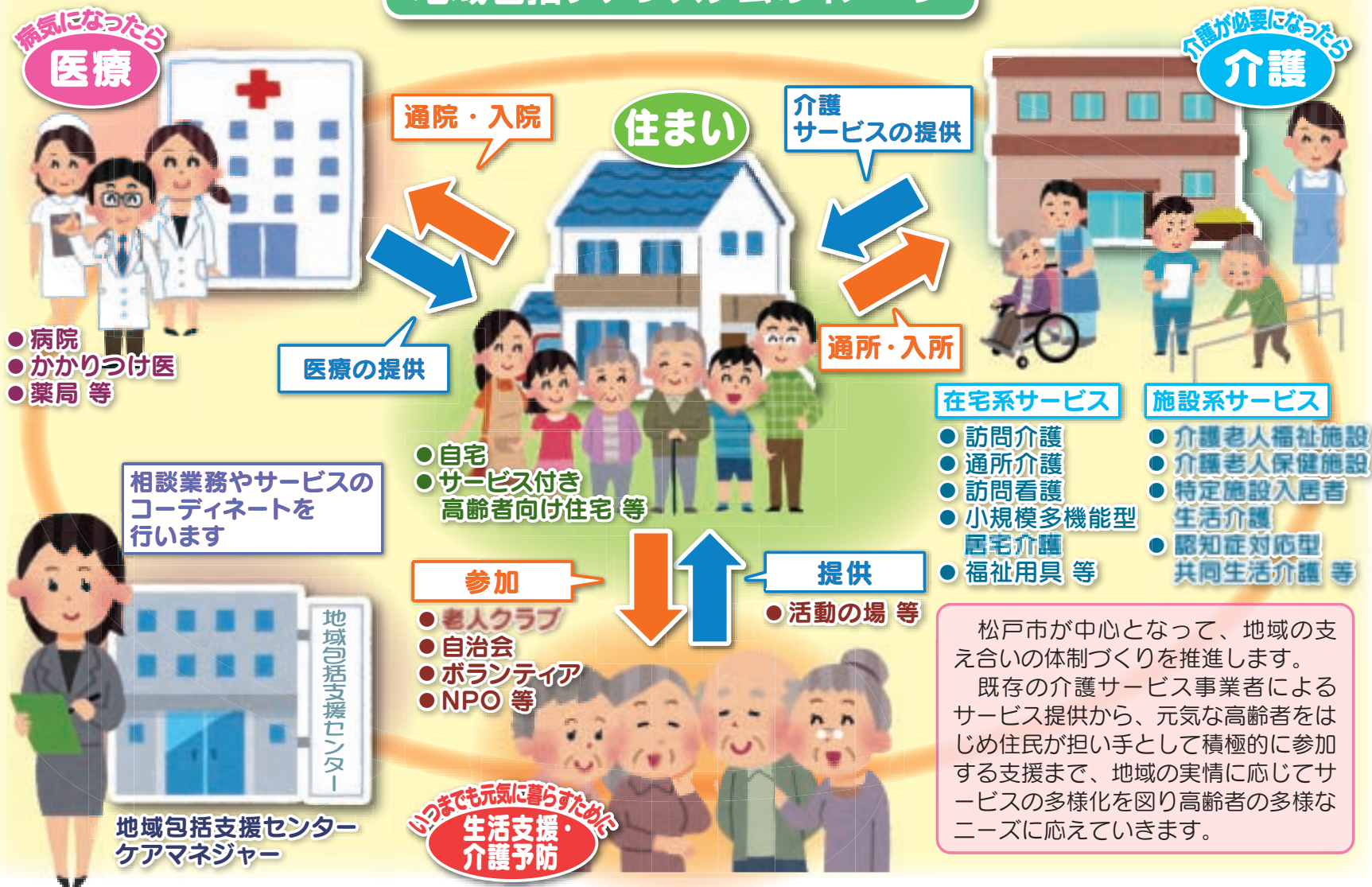
# 介護保険制度が変わります

## 地域包括ケアシステムの構築に向けて

松戸市は、団塊の世代が75歳以上となる2025（平成37）年を見据え、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を目指します。

地域包括ケアシステムは、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要な仕組みです。このシステムをはじめ、介護保険制度改正の主な内容を紹介いたします。

### 地域包括ケアシステムのイメージ



松戸市が中心となって、地域の支え合いの体制づくりを推進します。既存の介護サービス事業者によるサービス提供から、元気な高齢者をはじめ住民が担い手として積極的に参加する支援まで、地域の実情に応じてサービスの多様化を図り高齢者の多様なニーズに応えていきます。

## 地域包括ケアシステム実施のポイント

### サービスの充実

- 地域支援事業を充実します。
    - ① 在宅医療・介護連携の推進
    - ② 認知症施策の推進
    - ③ 地域ケア会議の推進
    - ④ 生活支援サービスの充実・強化
- ※通所・訪問・宿泊等のサービスを組み合わせて利用できる小規模多機能型サービスや24時間対応の定期巡回サービスを含めた介護サービスの普及を推進します。

### 重点化・効率化

- 新しい「介護予防・日常生活支援総合事業」がはじまります。
  - ※全国一律の予防給付（訪問介護・通所介護）を市町村が取り組む地域支援事業に移行します。
  - ※今後、既存の介護事業者による既存サービスに加え、NPO、民間企業、住民ボランティア、協同組合等による多様なサービスの提供ができるようになります。
- 特別養護老人ホームの新規入所者を、原則、要介護3以上に限定します（既入所者は除きます）。
  - ※要介護1・2でも一定の条件を満たす場合には入所可能です。



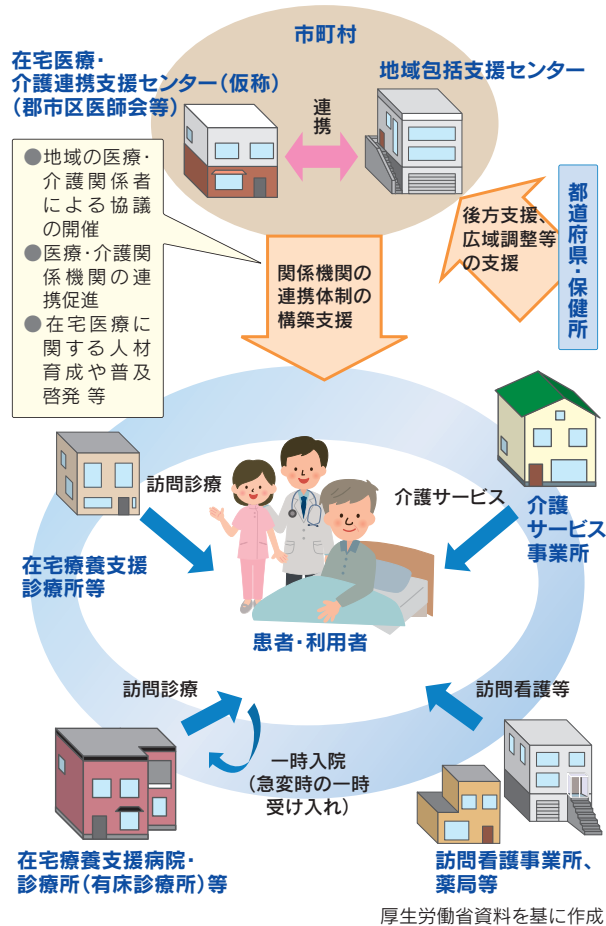
# 地域包括ケアシステムの構築に向けて地域支援事業を実施します

## 在宅医療と介護の連携

高齢者の安心を支えるためには、医療は欠かすことができません。さらに住み慣れた地域で暮らし続けるために、医療と介護の連携を推進していきます。

- ◇地域の医療・介護サービス資源の把握  
医療・介護情報の統合マップを作成
- ◇在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応の協議  
現行の医療機関とあわせ、松戸市医師会、松戸歯科医師会および松戸市薬剤師会と介護事業所などとの協議、連携の場の設置
- ◇在宅医療・介護連携に関する相談の受付など
- ◇在宅医療・介護サービスなどの情報の共有支援
- ◇在宅医療・介護関係者の研修
- ◇24時間365日の在宅医療・介護サービス提供体制の構築  
現行の在宅医療担当者の負担軽減を支援するため、情報共有・連携などを関係機関と協議
- ◇地域住民への普及・啓発 等

## 在宅医療と介護連携体制のイメージ



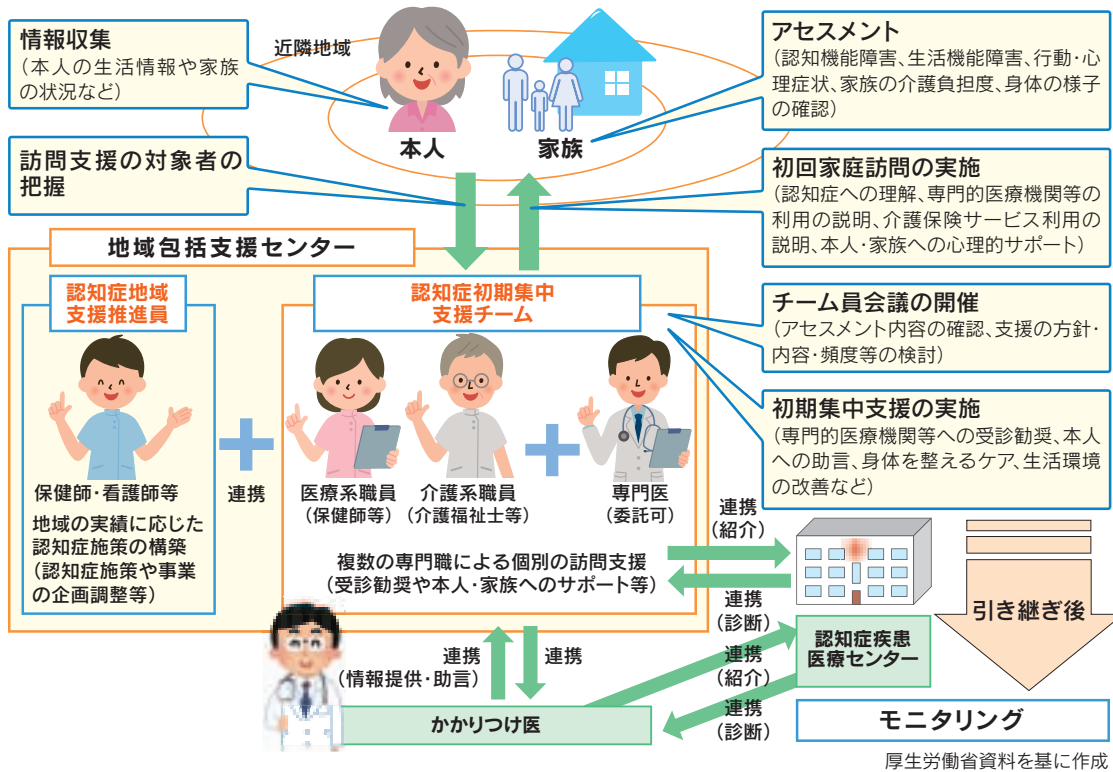
## 「認知症になっても安心して暮らせる街♡まつど」を目指して

高齢化に伴い、認知症の症状がある人は年々増えており、今後もさらに増加することが見込まれます。関係機関との連携、支援およびネットワークづくりを念頭に置き、認知症対策を推進していきます。



- ◇認知症予防教室の開催
- ◇認知症サポーター養成講座の開催  
認知症サポーターとは、認知症について正しく理解し、偏見を持たずに認知症の人や家族を温かい目で見守る地域の応援者
- ◇認知症高齢者などの見守り活動の支援  
・「オレンジ声かけ隊」による「あんしん一声運動」  
・「オレンジ協力員(専門職と協力し実践活動を行う)」の登録  
・防災行政用無線を活用した徘徊高齢者の探索
- ◇認知症研究会での検討  
認知症対策の課題検討、事業効果の検証や評価の実施
- ◇認知症ケアパスの作成  
認知症の状況に応じた適切なサービス提供の流れを作成し、普及・啓発
- ◇認知症初期集中支援チームの設置  
認知症の人やその家族を早期に支援
- ◇認知症地域支援推進員の養成・配置
- ◇認知症チェッカーの導入  
認知症の疑いがあるか、簡単に自己チェックができるシステムを市ホームページに導入
- ◇介護者のつどいの開催  
認知症の人を介護する家族の交流と相談の場として開催

## 認知症対策(認知症初期集中支援チーム・認知症地域支援推進員の役割)のイメージ



## 生活支援サービスの構築

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進するため、各地域の課題を把握し、地域資源の開発やネットワーク化について松戸市民や市内で働いている人たちと共に考えるため、協議体を設置します。

### 協議体

多様なサービス提供主体間の情報共有および連携・協働による資源開発を推進します。  
※協議体の設置後、生活支援コーディネーター(地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネーター(主に資源開発やネットワーク構築の機能)を果たす役割を担う人)を配置していきます。

### 地域ケア会議

個別事例の検討を通じて医療関係職種などを含めた多職種協働による地域包括ケアを行います。

### 協議体構成イメージ

#### 多様な主体によるサービス提供

社会福祉協議会

住民主体  
・町会、自治会  
・自治会単位のボランティア団体  
・高齢者支援連絡会 等

市への協力組織・団体  
・民生委員児童委員  
・市政協力委員 等

これから、多様なサービスの提供主体となりうる団体  
・NPO、民間企業、ボランティア団体、社会福祉法人 等

生活支援  
体制整備を  
推進するための  
協議体

#### 高齢者の社会参加

一般高齢者  
・はつらつクラブ(老人クラブ)  
・老人福祉センター

高齢者就労支援  
・シルバー人材センター

認知症対策  
・オレンジ声かけ隊 等

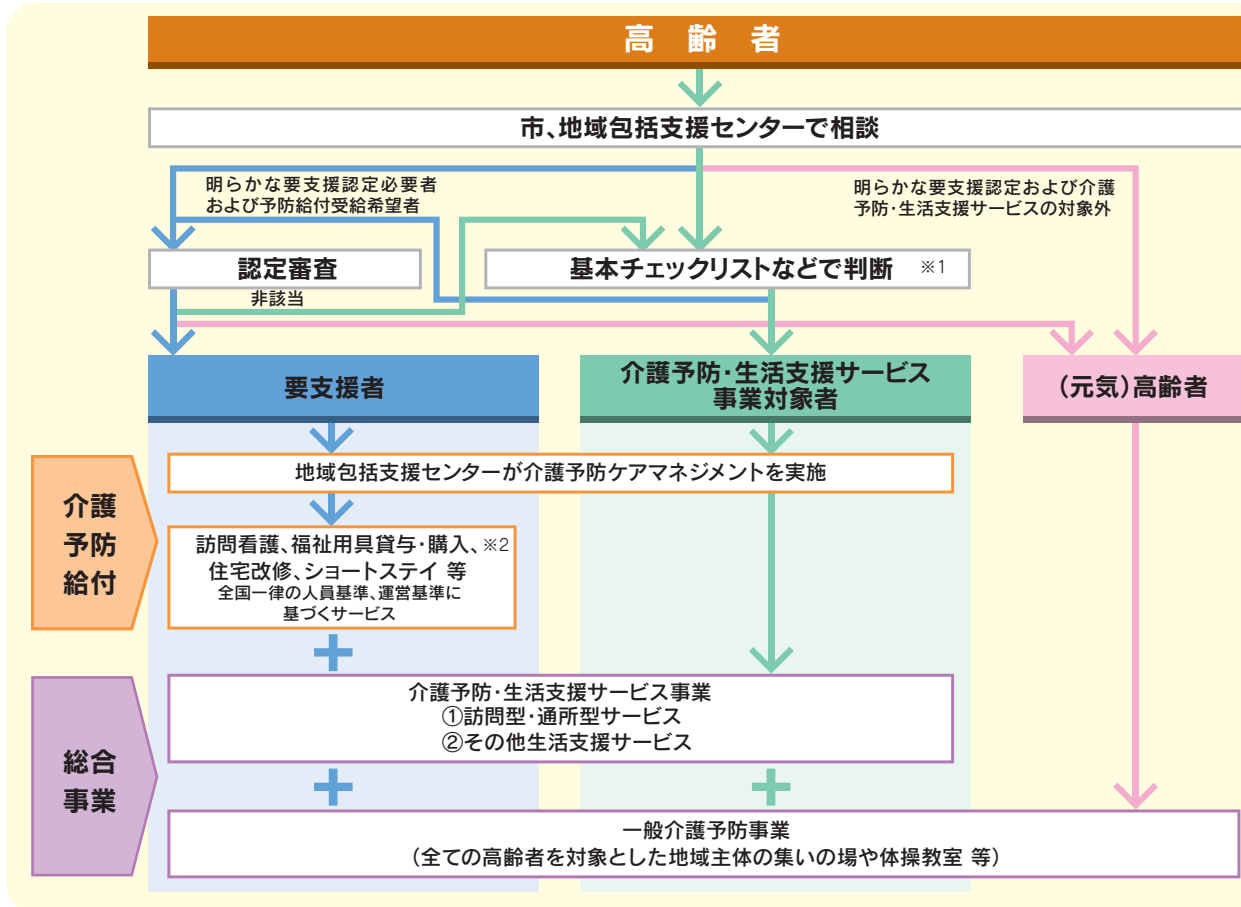
生きがいや学び  
・まつど生涯学習大学講座  
・千葉県生涯大学校 等

# 新しい「介護予防・日常生活支援総合事業」が始まります

松戸市は4月から、現在の要支援1・要支援2の人が利用する介護予防給付のうち、訪問介護(ホームヘルプ)と通所介護(デイサービス)の2つのサービスを全国一律の基準に基づくサービスから、市が実施する新しい総合事業の訪問型サービスと通所型サービスへ移行します。

## サービスの利用の流れ

サービスの利用にあたっては、基本チェックリストを実施する等の手続きが必要です。地域包括支援センター(一部居宅介護支援事業所)でケアプランを作成していただき、サービスを利用することになります。



※1 介護予防給付の訪問介護と通所介護サービスのみを利用していた人は、要介護(要支援)認定を省略して、「介護予防・生活支援サービス事業対象者」とし、迅速なサービス利用が可能(基本チェックリストで判断)になります。(4月1日以降の新規申請、6月1日以降の更新申請から変更します)

※2 介護予防給付の訪問介護と通所介護以外のサービス(訪問看護、福祉用具貸与・購入、住宅改修、ショートステイ等)を利用していた人は、今まで通り介護保険の要介護(要支援)認定を受けてのサービス利用となります。介護予防ケアマネジメントに基づき、総合事業を組み合わせることで利用できます。

第1号被保険者(65歳以上)で要介護1~5の人と第2号被保険者(40歳~64歳)で16の特定疾病により介護が必要になった人の要介護(要支援)認定やサービスの利用は従来と同様です。

## よくある質問

**Q1** 介護予防・日常生活支援総合事業を実施すると何がかわるのですか？

**A1** 要支援1・要支援2の人でホームヘルプ・デイサービスのみを利用している人の認定手続きが変更されます。認定審査を省略して基本チェックリストを実施することで、事業対象者となります。

**Q2** 事業対象者はどのようにサービスを利用するのですか？

**A2** 地域包括支援センターの担当者やケアマネジャーとの相談を経て、身体状況に合ったケアプランを作成していただき、ケアプランに位置づけてサービスを利用することになります。

**Q3** 要介護1~5の人は何がかわりますか？

**A3** 要介護認定の手続き等に変更はありません。身体状況に合わせて総合事業のサービス利用も可能です。ケアプランに位置づけて利用しますので、ケアマネジャーに相談してください。

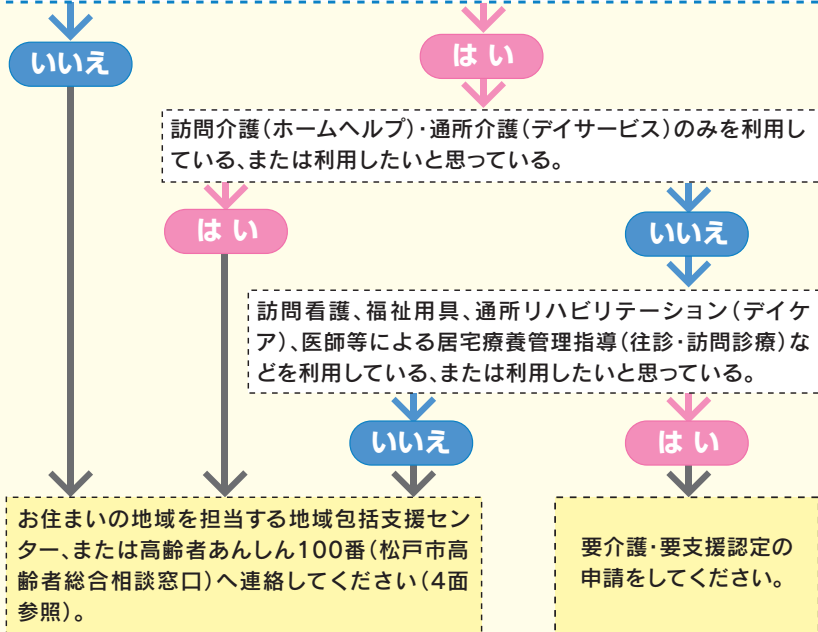
**Q4** 高齢者の介護のこと等で困っています。どうすればよいですか？

**A4** まず、松戸市高齢者総合相談窓口、またはお住まいの地域を担当する地域包括支援センターにご連絡ください。状況をお伺いし、今後の手続きを説明します。

## サービスを利用するには、どうすればいいの？

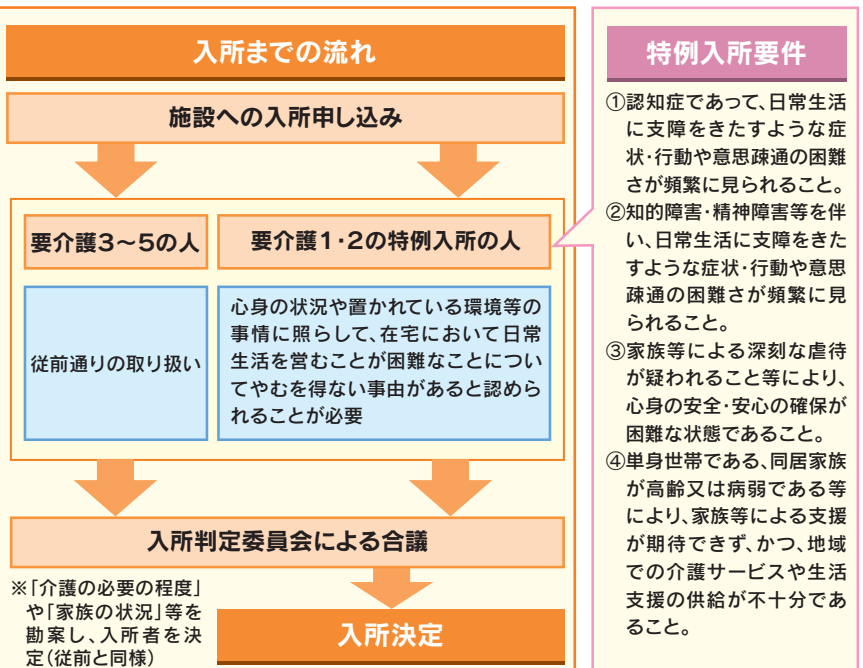
確認してみましょう

現在、介護予防(要支援1・要支援2)サービスを利用していますか？



## 特別養護老人ホームの重点化 ~平成27年4月から~

特別養護老人ホームは、在宅生活が困難な中重度の要介護高齢者を支える施設として見直しとなります。新たに入所できる人は、原則、要介護3以上の人です。なお、要介護1や2の人であっても、在宅での日常生活が困難なことについてやむを得ない事情があると認められる場合には、特例入所が可能となります。





# 地域の相談窓口「地域包括支援センター」を利用しましょう

**担当の地域包括支援センターが決まっています** ※お近くの地域包括支援センターにお問い合わせください。

地域包括支援センターは、高齢者の皆さんが住み慣れた地域で、安心して暮らし続けることができるように、必要な援助・支援を

行う地域の総合相談窓口です。主任ケアマネジャー・社会福祉士・保健師等が、皆さんの生活を支える役割を担っています。

## 松戸市地域包括支援センター 担当地域図

※Pは駐車場がある施設です。

**10 新松戸地域包括支援センター P**

新松戸1の414 大満堂ビル1階  
☎ 346-2500  
FAX 346-2514

**交通**  
JR新松戸駅下車、徒歩約5分

**11 馬橋地域包括支援センター**

中和倉130 第1コーポング 103号  
☎ 374-5533  
FAX 374-5501

**交通**  
JR馬橋駅東口下車、徒歩約10分

**2 明第2地域包括支援センター P**

栄町西3の991の15  
☎ 382-5707  
FAX 382-5727

**交通**  
JR松戸駅西口から京成バス馬橋駅・南流山駅・江戸川台駅行き「西4丁目」バス下車、徒歩約4分

**3 本庁・矢切地域包括支援センター**

松戸1292の1 シティハイツ1階  
☎ 363-6823  
FAX 710-7198

**交通**  
JR松戸駅東口下車、徒歩約5分



**1 明第1地域包括支援センター P**

松戸新田573の2 ニューコーポ総台1階  
☎ 700-5881  
FAX 700-5567

**交通**  
新京成みのり台駅下車、徒歩約2分

**4 東部地域包括支援センター P**

紙敷1186の8 第二南花園内  
☎ 330-8866  
FAX 330-8867

**交通**  
JR東松戸駅・北総線東松戸駅下車、徒歩約13分

**8 小金地域包括支援センター P**

大谷口133の1 大倉記念病院内  
☎ 374-5221  
FAX 349-0560

**交通**  
JR北小金駅北口下車、徒歩約10分

**9 小金原地域包括支援センター P**

栗ヶ沢789の22  
☎ 383-3111  
FAX 385-3071

**交通**  
JR北小金駅南口から新京成バス小金原団地循環「笹塚」下車、徒歩約5分

**5 常盤平地域包括支援センター P**

常盤平7の5の2  
☎ 330-6150  
FAX 330-6260

**交通**  
○新京成常盤平駅南口下車、徒歩約12分  
○新京成五香駅西口下車、徒歩約12分

**7 六実六高台地域包括支援センター P**

六高台2の6の5 リバティビル105  
☎ 383-0100  
FAX 383-2288

**交通**  
○東武野田線六実駅下車、徒歩約17分  
○新京成五香駅東口からちばレイナーバス・クリーンセンター経由・六実駅行き「元木戸」下車、徒歩約6分

**6 五香松飛台地域包括支援センター P**

五香西2の35の8 斉藤ビル1階  
☎ 385-3957  
FAX 385-3958

**交通**  
○新京成五香駅西口下車、徒歩約10分  
○新京成五香駅西口から新京成バス紙敷車庫・松飛台駅行き「松飛台入口」下車、徒歩約1分

## ◆いきいき安心プランVまつどを策定しました

(第7期松戸市高齢者保健福祉計画・第6期松戸市介護保険事業計画)

今回の介護保険制度改正、松戸市における高齢化の進展や介護保険の認定状況等を踏まえ策定しました。

### 概要

#### 1. 計画策定の趣旨

2025(平成37)年を見据えた社会情勢の推計および目標設定のもと、松戸市基本構想の実現を目指す

#### 2. 計画の位置付け

「松戸市総合計画」で位置付けられている保健、医療および福祉部門の計画の一つ

#### 3. 計画策定の法的根拠

●老人福祉法第20条の8 ●介護保険法第117条

#### 4. 計画期間

①平成27年度から平成29年度までの3年間

②「介護保険事業計画」については、団塊の世代が後期高齢者となる2025(平成37)年度のサービス水準、給付費や保険料水準なども推計

#### 5. 計画策定の背景

- ①全国的にも2025(平成37)年には、団塊の世代がすべて75歳(後期高齢者)に到達し、高齢化がピークを迎える
- ②平成27年度から介護保険制度が大幅改正される

#### 6. 計画が目指す将来像(ビジョン)

- ①重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される『地域包括ケアシステム』を構築
- ②自助・互助・共助・公助が役割を担い連携することにより、知識・技術の普及とネットワーク(連携)化を拡充、強化

お問い合わせ



■松戸市介護保険コールセンター  
(介護保険制度改正について)

☎: 047-366-6001

受付時間: 平日 9時~17時

■高齢者あんしん100番  
(松戸市高齢者総合相談窓口)

☎: 047-366-1100

受付時間: 平日9時~17時(平成27年4月15日から開設)